

Q&A 索引

Ⅱ－１ 許可申請手続 Q&A

１．個別許可申請全般

Q 1－1	駐日の大使館・在日米軍等への取引は外為法の許可が必要か。
Q 1－2	国後島へのリスト規制該当品の発送は、輸出許可申請が必要か。
Q 1－3	輸出許可取得後の単価変更はどうすればいいか。
Q 1－4	同一案件の輸出許可と役務取引許可は、別個の申請手続が必要か。
Q 1－5	仲介貿易取引規制の許可を必要とする時点はいつか。
Q 1－6	海外支店が行う仲介貿易取引許可申請は誰が行うのか。
Q 1－7	グアムはアメリカ合衆国か。
Q 1－8	地方公共団体が行うリスト規制該当品輸出に許可は必要か。
Q 1－9	許可申請に必要な契約書がない場合の代わりにどのような書類を持参すればいいか
Q 1－10	携帯品や職業用具等であれば、リスト規制該当品は許可不要か。
Q 1－11	輸出許可証に記載の代表権者が交代した時の変更手続は必要か。
Q 1－12	船にリスト規制該当品を取り付ける場合の仕向地は、船籍か、取り付け先か。
Q 1－13	許可申請はどのような方法で行うことができるか。
Q 1－14	許可申請に係る経済産業省の審査はどれくらいの期間を要するか。
Q 1－15	輸入者等及び最終需要者の関係者とはどれくらいの範囲を指すのか。
Q 1－16	輸出許可、役務取引許可の有効期間はどれくらいか。
Q 1－17	大量破壊兵器関連レジームの貨物・技術は通常兵器の開発等に用いられる可能性の確認は必要か。
Q 1－18	非ホワイト国向けストック販売の需要者等はどのように確認が必要か。個別許可申請も同様に確認が必要か。
Q 1－19	許可の有効期限の延長申請の時期はきまりがあるか。
Q 1－20	許可証の申請者名（法人名）の変更があった場合、変更手続は必要か。
Q 1－21	炭素繊維の最終需要者の事業実態等の説明資料はどのようなものを提出すればいいか。

Q 1 - 22	移転先敷地内の別建物・ラインで軍用品を製造している場合は、どのようにしたらいいか。
Q 1 - 23	工作機械設置の同一敷地内の同居企業とはどの範囲までか。
Q 1 - 24	当該貨物を用いて最終的に製造される製品とは何か。
Q 1 - 25	パソコンを海外に持ち出す場合の手続は何か。
Q 1 - 26	移転先敷地内の別建物・ラインで軍用品を製造している場合は、どのようにしたらいいか。
Q 1 - 27	許可の有効期限を 5 年後として申請していいか。
Q 1 - 28	大量破壊兵器関連技術の役務取引許可は取得できるか。
Q 1 - 29	「契約書は政府許可が得られるまで発効しない旨の規定を盛り込むこと」という規定が役務通達にないが、当該条項を盛り込んだ契約書で役務取引許可申請をしても、問題ないか。

2. 電子申請

Q 2-1	許可申請等の電子申請の利点は何か。
Q 2-2	NACCS 貿易管理サブシステム利用に関してどこに相談すればいいか。
Q 2-3	貿易管理サブシステムは無料か。
Q 2-4	貿易管理サブシステム利用者全員がID取得の必要があるか。
Q 2-5	対面の書類審査を受けたいが、その場合でも電子ライセンスの交付を受けることができるか。
Q 2-6	電子申請では輸出関係手続等の代理申請はできるか。
Q 2-7	包括許可電子ライセンスは通関地ごとに分割する必要はないか。
Q 2-8	書面の包括許可証を電子ライセンスに切り替えできるか。
Q 2-9	電子申請であると（許可発給まで）早くなるか。
Q 2-10	ストック販売目的の輸出許可申請でも、電子申請は可能か。
Q 2-11	電子申請で、システム上の字数制限で入力できない場合はどうすればいいか。
Q 2-12	電子申請の記入にあたり、注意事項はあるか。
Q 2-13	輸出許可申請の「取引経緯」に相当する役務取引許可申請時の記入箇所はどこか。
Q 2-14	積戻し等の条件履行報告や事前相談を貿易管理サブシステムで行うことができるか。
Q 2-15	一般包括許可を取得するにはどうすればいいか。
Q 2-16	電子ライセンスに切替え時に書面包括許可証を返却するが、緊急に書面許可証で通関する必要がある場合はどうすればいいか。

3. 事前同意・報告

Q 3 - 1	許可条件の積戻し報告の様式と添付書類はどのようなものか。
Q 3 - 2	ストック貨物が「い地域①」・「い地域②」以外へ再輸出される場合、当該貨物の管理状況を報告する必要があるか。
Q 3 - 3	輸入者がストック販売の貨物の保管場所を当該国内で変更する場合、事前同意手続は必要か。
Q 3 - 4	ストック販売貨物の保管状況の報告時期を変更してもいいか。
Q 3 - 5	提出書類通達の事前同意手続の仕組みはどうなっているか。
Q 3 - 6	旧誓約書に基づく事前相談と新誓約書への変更の事前相談を同時に行う場合の留意点は何か。
Q 3 - 7	旧誓約書では再移転・再販売についても事前同意の対象であるが、提出書類通達施行後は、事前同意の対象にしないでいいか。
Q 3 - 8	技術を対外秘と誓約した場合、再提供は事前同意の対象か。
Q 3 - 9	貨物が費消されたり規制対象の仕様を満たさなくなったとき、事前同意は不要となるが、METIへの報告は必要か。
Q 3 - 10	METIから「同意しない」とされた場合、当該貨物の取扱いの指示はもらえるか。
Q 3 - 11	再販売において旧誓約書を新誓約書に切替える場合の宛先は誰か。
Q 3 - 12	住所表記の変更、単なる社名変更は事前同意が必要か。
Q 3 - 13	旧誓約書において事前同意を求められたが、非該当になった場合でも事前同意は必要か。
Q 3 - 14	最終需要者の誓約違反を輸出者が知った場合、どうすればいいか。
Q 3 - 15	補修品の事前同意手続が不要な販売先の追加手続はどのようなものか。
Q 3 - 16	補修品の事前同意手続が不要な場合、予定される販売先が変更のたびに変更申請が必要か。
Q 3 - 17	補修品の事前同意手続が不要な場合、販売先の変更ではなく、再販売の事前同意手続きでも輸入者の誓約書の再提出は必要か。
Q 3 - 18	補修品の事前同意手続が不要な場合、緊急に補修部品を用いて交換する時は、再販売先の誓約書は誰から、いつ取得すればいいか。
Q 3 - 19	輸入者等の旧誓約書を新誓約書に切り替える場合、「補修品の事前同意手続が不要な場合」の予定される又は想定される販売先の設定も含めた形で手続をすることができるか。

Q 3 - 20	具体的にどのような手続を行えば、補修品に関する事前同意手続きが不要となるのか。
Q 3 - 21	補修品に関する事前同意手続きを経た場合、輸入者は予定される販売先に何の手続きもせず販売していいか。
Q 3 - 22	補修品は、「保守、修理の目的のために用いられるもの」と定義されているが、「予備品」も「補修品」とあつかっていいか。
Q 3 - 23	「補修品に関する事前同意手続きが不要な場合」で、再販売を行った場合、保管、再販売先の状況報告に、取引を確認できる書類添付が必要か。e-メールやFAX等のやり取りでもいいか。
Q 3 - 24	人造黒鉛の輸出では追加的誓約事項の追加ができるが、輸出者の判断で誓約事項を追加しないことも可能か。
Q 3 - 25	旧誓約書の場合の所有権、使用权の移転を伴わない仕向地内の工作機械の再移転はどのような場合に事前同意が必要か。
Q 3 - 26	NCプログラムの事前同意の扱いはどうすればいいか。
Q 3 - 27	据付報告などの許可条件はどのような場合に付されるか。

II - 2 包括許可 Q & A

4. 包括許可全般

Q 4 - 1	包括許可とは何か。
Q 4 - 2	輸出者の名義をそのままにして、輸出業務代行として受任者の包括許可を利用できるか。
Q 4 - 3	子会社が受注した案件を親会社の包括許可を適用していいか。
Q 4 - 4	包括許可の更新申請はいつまでに行えばいいか。
Q 4 - 5	ホワイト包括、特別一般包括許可（以下、特一包括許可と略記）の申請理由はどのように記載すればいいか。
Q 4 - 6	特一包括許可の申請理由で記載した仕向地以外への商談が発生した場合、あらためて許可申請を行う必要があるか。
Q 4 - 7	特一包括許可で輸出するにあたって外国船籍の船を利用する場合、当該船籍の「外国」を経由すると考えるべきか。
Q 4 - 8	特一包括許可で、リスト規制該当品を中国に輸出し、現地で加工して最終的にタイに納入するが、仕向地はどこか。
Q 4 - 9	包括輸出許可証が分割されるのは、どのような場合か。
Q 4 - 10	特一包括許可の条件の「核兵器等開発等」や「その他の軍事用途」の「使用」は直接戦闘目的に用いられる場合以外も含まれるか。
Q 4 - 11	どのような場合に「核兵器等の開発等」や「その他の軍事用途」の「用いられる（利用される）場合」に該当するか。
Q 4 - 12	どのような場合に「核兵器等の開発等」の「用いられるおそれがある場合」に該当するか。
Q 4 - 13	どのような場合に「核兵器等の開発等」の「利用されるおそれがある場合」に該当するか。
Q 4 - 14	どのような場合に「核兵器等の開発等」や「その他の軍事用途」の「用いられる（利用される）疑いがある場合」に該当するか。
Q 4 - 15	貨物がデューラ管理下に置かれる予定で、用途や需要者が確定していない場合、どうなるか。
Q 4 - 16	輸出者等は貨物等の用途や需要者等をどの程度まで事前に調査することが求められるか。
Q 4 - 17	許可条件に該当するかの判断する際、入手した文書等の言語や信憑性にかかわらず全部を確認することが必要か。
Q 4 - 18	包括許可で輸出する貨物が軍事用途に間接的にのみ使用されるものである場合はどうなるか。

Q 4 - 19	包括許可条件に違反した場合、どのように措置されるか。
Q 4 - 20	包括許可条件に基づいて届出を行う場合、どのような書類が必要か。
Q 4 - 21	届出を行う際に用途について需要者等から誓約書を提出してもらう必要があるか。
Q 4 - 22	「事前届出」を行ったものも「事後報告」が必要か。
Q 4 - 23	報告はどの時点で行う必要があるか。
Q 4 - 24	最初の輸出日等を基準にまとめて報告するということは、その翌月に見込み分も含めてすれば、見込みが終了、又はキャンセルになったときにも報告が必要か。
Q 4 - 25	特一役務取引許可の条件（６）の報告は、個々の図面等の提供ごとに報告する必要があるか。また製造技術を移転し、その後もどう一範囲を継続的に提供する場合、毎年報告する必要があるか。
Q 4 - 26	特一役務取引許可で移転した設計製造技術によって製造された非該当が、該当貨物の製造に用いられる場合は報告が必要か。
Q 4 - 27	特一役務取引許可の条件（６）の報告は、リスト規制該当貨物の設計・製造技術のみであって、非該当貨物の技術は必要ないか。
Q 4 - 28	特一役務取引許可の報告書の「貨物の概要」「貨物の該当項番」についてどの程度具体的記述が必要か。提供先にどのような貨物を製造するか確認する必要があるか。

5. 特別一般包括許可

Q 5 - 1	当社製品が搭載された海外顧客製品を海外販売子会社を經由して輸入し、不具合調査完了後、海外顧客に直接返送する場合、特一包括許可の返送に係る輸出の適用はできるか。
Q 5 - 2	輸入した外国製性設備が故障し、修理のために故障した部位のみを取り出して返送する場合、特一包括許可の返送に係る輸出の適用はできるか。
Q 5 - 3	無償で一時的に輸入した貨物等を特一包括許可の返送に係る輸出を適用する場合、無償で輸入した貨物等であることを証する書類の保管が必要か。
Q 5 - 4	ホワイト国向けのストック販売の輸出の場合で、特一包括許可のストック販売に関する「許可条件の適用」の履行は必要か。
Q 5 - 5	輸出した測定装置が故障したので、それを搭載した工作機械ごと輸入し、修理後送り返すが、特一包括許可を適用できるか。
Q 5 - 6	外国メーカーから外国製測定装置の性能分析を依頼されたが、分析、評価後特一包括許可を適用して送り返すことができるか。
Q 5 - 7	特一包括許可の更新時に実地調査は必要か。
Q 5 - 8	特一包括の申請者の要件に輸出管理内部規定に基づき内部審査を実施して貨物等の輸出等を行った者とあるが、許可を受けた輸出等でなければならないか。
Q 5 - 9	輸出者等遵守基準省令による該非確認責任者を登録した場合、特一包括許可を使用して輸出する際の該非判定は輸出管理内部規程に基づく手続が必要か。
Q 5 - 10	特一包括役務取引許可の返送に係る技術の提供において「軽微な変更にとどまる場合」とはどのような場合か。
Q 5 - 11	返送に係る特一包括許可を利用するために、C P 又は運用手続（細則）を変更する必要があるか。
Q 5 - 12	特一包括の返送に係る輸出は、修理だけでなく、評価や検査を受諾する場合にも、依頼書や承諾書の保存が必要か。
Q 5 - 13	修理特例と特一包括許可の修理品の返送に係る輸出では、適用対象がどのように異なるのか。
Q 5 - 14	特例や別1の16項に該当するかもしれない貨物について、輸出時点ではこれらに当たらないと判断して、特一包括許可の返送に係る輸出をした場合、注意すべき点はあるか。
Q 5 - 15	海外顧客の試作品評価のためにサンプルを実装するが、評価後に送り返すときに特一包括の返送に係る輸出の類型に合致するか。

Q 5 - 16	特一包括役務取引許可の技術の返送を証明する書類とは、具体的にはどのようなものが求められるのか。
Q 5 - 17	CLとともに提出する特一包括許可の返送に係る輸出や返送に係る技術の提供の報告は、様式にどのように記入するのか。
Q 5 - 18	特一包括許可による輸出する貨物や提供技術がストック販売される場合に必要とされる確認はどのように行うのか。
Q 5 - 19	特一包括によりストック販売を行う際に必要とされる確認は、ホワイト国向けでも必要なのか。
Q 5 - 20	特一包括許可の条件の適用欄に「ストック販売を行うにあたっては需要者として予定される者等について確認を行い」とあるが、「この予定される者等」の「等」は何を指すか。
Q 5 - 21	軍と資本関係がある関係機関、民間警備会社は、特一包括許可の条件に記載の「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」に該当するのか。
Q 5 - 22	特一包括許可の「条件の適用」欄に記載の「国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関」、また「これらの機関に属する機関」にはどのような機関が含まれるか。
Q 5 - 23	特一包括役務取引許可の設計・製造技術の提供に係る報告書（様式19）に「提供技術で製造される貨物の該当項番」の記載に当たって相手先に該非判定を依頼する必要があるか。

6. 特定包括許可

Q 6 - 1	特定包括許可のプラント向けの輸出の「一のプラント」とは具体的にどのようなものが想定されるのか。
Q 6 - 2	インフラ・プラントプロジェクト向け取引を前提に特定包括許可を取得したが、最終需要者が同じであれば、当該プロジェクト以外の用途でも当該特定包括許可を使用して問題ないか。
Q 6 - 3	輸出令別1の3の項(2)の貨物を「に①」向けインフラ・プラントプロジェクト特定包括許可申請の際に、個別許可申請時に必要なブロックダイヤグラムや配管系統図等は不要か。
Q 6 - 4	インフラ・プラントプロジェクト向け特定包括許可申請に、申請書類を共有できる緩和措置で具体的にどういうことが可能か。
Q 6 - 5	インフラ・プラントプロジェクト向け特定包括役務取引許可の対象となるのはどのようなケースが考えられるか。
Q 6 - 6	当該プロジェクトに係る特定包括許可を保有する者が存在する場合は最終需要者の概要説明書の提出を省略できるが、当社は最終需要者と直接契約はない。このような場合でも許可申請に当たって、最終需要者の概要説明書の提出は省略できないか。
Q 6 - 7	特定包括許可対象の需要者が当該許可で輸入した貨物について、現地メーカーに委託加工や請負等を依頼する場合、特定包括の対象になるか。

II-3 許可申請書関連Q&A

7. 許可申請書関連全般

Q 7-1	申請書が不足していると受理されないというのは本当か。
Q 7-2	役務取引許可申請は膨大な量の添付書類が必要で大変だというのは本当か。
Q 7-3	輸出（役務取引）許可申請書のフォーマットを作成していいか。
Q 7-4	許可申請内容明細書の担当者欄に申請書を持参する者以外の名前を書いてはいけないか。
Q 7-5	輸出許可申請書に買主と支払人を併記する場合、指定の範囲に書ききれないときはどうすればいいか。
Q 7-6	契約書等は、原本を持参しないとイケないか。
Q 7-7	見積もり依頼のために設計図等を提供する際に、未だ契約書が存在しない場合があるが、（許可申請時には）契約書の代わりにどのような書類を提出すべきか。
Q 7-8	許可申請の添付書類で「輸出令別1（外為令別表）の規定と当該貨物（技術）の仕様の対比表」としてパラメや項目別対比表を使用しても問題ないか。
Q 7-9	パラメや項目別対比表等は原本を持参しないとイケないか。
Q 7-10	パラメ等の作成は申請者（輸出者等）が行っていいか。
Q 7-11	外為令別表の2項（2）該当の数値制御装置プログラムを米国に提供するための役務取引許可申請時に、添付書類としてパラメ等は必要か。
Q 7-12	「提出書類通達」の需要者が確定している場合の、別記1（オ）に記載の書類を取得する際の注意点は何か。
Q 7-13	「提出書類通達」で、需要者が確定している場合、会社案内等の企業の対外公表資料を添付することが規定されているが、新会社等で対外公表資料がない場合はどうすればいいか。
Q 7-14	「提出書類通達」でプラントの最終製品の製造フローを提出することになっているが、商習慣上機密事項であり入手できない場合がある。これら資料を提出しないと許可されないか。
Q 7-15	許可申請時に誓約書が必要な場合、需要者等が日本人の場合は誓約書は日本語で、需要者等が現地の人である場合は現地語の誓約書でいいのか。

Q 7-16	許可申請書には記名押印又は署名とあるが、代表取締役（執行役）社長で申請した場合、押印は会社印（社判）でいいのか。
Q 7-17	該当品を無償提供する場合に許可申請に必要な契約書がないが、どのように申請をしたらいいか。
Q 7-18	米国メーカーとの契約で中国メーカーに該当品を輸出、当該貨物は中国メーカーで加工され、最終製品に組み込まれて米国メーカーに輸出される場合、輸出許可申請書の「取引の明細」には（１）買主名は米国メーカー、（２）荷受人は中国メーカー、（３）需要者は米国メーカーなので「買主と同じ。」と記載すればいいか。
Q 7-19	許可申請時に授權証明書や委任状を添付する場合、申請の度にこれら書類を作成し、添付しなければならないか。
Q 7-20	3社共同で受注し、共同で輸出する場合、輸出許可申請はどのように行えばいいか。
Q 7-21	同一取引で、該当・非該当貨物が混在する場合、許可申請書の価格の記載はどうすればいいか。
Q 7-22	輸出する貨物が受注生産品で、型番は特にない場合、輸出許可申請書に型番は記載しなくていいか。
Q 7-23	加工する者と費消する者の所在国が異なる場合には輸出許可申請書にどのように記述すればいいか。
Q 7-24	貨物の所有者と使用権者が異なる場合、「最終需要者」とはどの範囲までを言うのか。また、輸出許可申請書にはどのように記載すればいいか。
Q 7-25	輸出許可申請書の仕向地には、国名を記入するのか。
Q 7-26	経由地が航空便により2通り考えられる場合には、輸出許可申請書の経由地欄にはどのように記載すればいいのか。
Q 7-27	輸出許可申請書の価額欄に記載するのは、どういう種類の価額であるのか。
Q 7-28	申請内容明細書の記載内容に関し、最終需要者の協力が得られない等の理由で記載が不十分になる場合、申請は受理されないか。
Q 7-29	許可申請書で記載欄に書ききれない場合、どうすればいいか。
Q 7-30	許可の内容変更申請で、「変更の内容」が枠内に書ききれない場合、どうしたらいいか。
Q 7-31	契約書が200枚もあるが、全部申請書に添付しなければならないか。
Q 7-32	最終需要者との契約書に関し、輸出許可申請の観点で、特に注意すべき事項等はあるか。

Q 7-33	貨物等の使用場所が複数あるときに、申請内容明細書や契約書の使用場所の欄にはどのように記載すればいいか。
Q 7-34	会社所在の地図はどのような場合に許可申請書に添付する必要があるか。
Q 7-35	「提出書類通達」では、組織図は不要なのか。
Q 7-36	どのような場合に機械設置工場のレイアウトや製造フロー図を輸出許可申請書に添付する必要があるか。
Q 7-37	許可申請書に添付する需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料とはどのようなものか。
Q 7-38	最終需要者の存在確認として登記簿が入手できない場合、公共料金の請求書等で代替できるか。
Q 7-39	訪問記録はどのような場合に輸出許可申請書に添付する必要があるか。
Q 7-40	工場の稼働スケジュールや設立経緯等は、どのような場合に輸出許可申請書に添付する必要があるか。
Q 7-41	輸出貨物の調達数量の妥当性を説明する資料は、どのような場合に輸出許可申請書に添付する必要があるか。
Q 7-42	「需要者の事業内容に懸念行為が無いこと」とは、どのようなことを指すのか。また確認するための書類とはどのようなものか。
Q 7-43	最終需要者が民生用品の製造と軍用品の製造もしている場合、追加的な誓約事項として、軍用品製造工場を特定して当該工場では当該貨物を使用しない旨を記載すれば、懸念される用途に使用されないことが確からしいことと認められるか。
Q 7-44	工作機械は、輸出令別1の記載項目の対比表として、許可申請時にどのような資料を添付すればいいか。
Q 7-45	加工物に関する説明資料として、許可申請時にどのような資料を添付すればいいか。
Q 7-46	工作機械による加工物が組み込まれる最終製品の確認できる資料を求められる場合とはどういう場合か。また、どのような内容を記載すればいいか。
Q 7-47	機械設置工場のレイアウトは、どのような場合に輸出許可申請書に添付する必要があるか。
Q 7-48	工作機械による加工物が組み込まれる最終製品が工作機械等の輸出令別1の該当品である可能性があるとして説明がなされた場合には、どのようなことが必要であるか。

Q 7 - 49	非該当の工作機械と一緒に提供される該当NCプログラムの役務取引許可申請をしたいが、どのような添付書類が必要か。
Q 7 - 50	輸出許可申請の添付書類として、「最終製品の製造フローに関する資料」を省略できる場合とは、どのような場合か。
Q 7 - 51	提出書類通達の記載要領中、「当該貨物の数量を確認できる技術資料」が省略可能となる「一つの工程に対し、貨物数が1」の場合とは、具体的にどのようなケースか。
Q 7 - 52	許可申請時に測定装置により測定された被測定物が組み込まれる最終製品が確認できる資料が求められる場合とはどのようなものか。また、どのような内容を記載すればいいか。

8. 誓約書

Q 8 - 1	最終需要者等から誓約書を取得する場合の注意すべき点は何か。
Q 8 - 2	ストック販売において最終需要者が確定した場合、誓約書に記述する貨物等の使用場所はどの程度まで特定する必要があるか。
Q 8 - 3	ストック販売において最終需要者が確定し、当該最終需要者へ誓約書の記入を依頼する場合、どの最終用途誓約書に係る注意事項で説明し、どの様式の最終用途誓約書で記入すればいいか。
Q 8 - 4	ストック販売で輸出した貨物（プログラムを含む）を当該国内の展示会に出品し、終了後に当初の場所に戻す場合、何らかの手続きが必要か。
Q 8 - 5	技術の最終用途誓約書はどのような場合にどのようにして取得すればいいか。
Q 8 - 6	提出書類通達で誓約書の様式が定められているが、自社様式の誓約書を使ってはいけないか。
Q 8 - 7	最終用途誓約書の第2節の「シリアルナンバー」欄は必ず記載しなければならないか。
Q 8 - 8	誓約書の署名者である「代表権を有する者」であることをどのような方法により確認するのか。
Q 8 - 9	誓約書のサインは代表者以外は認められないのか。
Q 8 - 10	輸出者は、最終用途誓約書の注意事項を説明し、需要者等が理解したことの記録を保存することが求められているが、当該記録には決まった様式はないと考えていいか。
Q 8 - 11	誓約書に係る注意事項の（注）で、「代理の者によって説明を受けた場合」の「代理の者」とはどのような立場の者を想定してるか。
Q 8 - 12	誓約書を保存する際に「需要者等が理解したことの記録」も保存するが、継続した契約で同じ署名者である場合、次回以降は記録保存は省略できないか。
Q 8 - 13	A国子会社に販売した工作機械をB国子会社に貸与する契約の場合、「需要者の誓約書」はどのように取得するのか。
Q 8 - 14	最終需要者が再販売を行う場合、新たな最終需要者から誓約書を取得する必要があるが、誰宛のものになるのか。当初の輸出者は当該誓約書を保存する必要があるか。また、最終需要者が再輸出を行う場合はどうか。
Q 8 - 15	最終用途誓約書では、貨物等の用途を民生用途に限定しているが、当該需要者が軍用品の製造もしている場合、どう対応すべきか。

Q 8 - 16	貨物に当該装置の動作の実行型プログラムを含んでいる場合、最終用途誓約書の第 3 節 (e) の□に“レ”チェックは必要か。
Q 8 - 17	旧誓約書を提出書類通達に基づく最終用途誓約書に変更することは可能か。
Q 8 - 18	採集需要者等が誓約内容を確実に実行しているかを輸出者常時把握しなければならないか。
Q 8 - 19	最終需要者が雑居ビルや工業団地に所在する場合、「他の同居企業に当該貨物を使用させない」旨の確認書を求められる理由とは何か。また確認書には何を記載すればいいのか。
Q 8 - 20	提出書類通達の別表 4 の提出書類 B 2 の⑦に「需要者等の誓約書（輸入者の誓約書。最終需要者が未定の場合に限る。）」とあるが、最終需要者が確定している場合は誓約書が不要なのか。
Q 8 - 21	需要者の誓約書に代表者のサインが取得できなく、代表者の権限委任を受けた者によるサインを取得しようとしたが、代表者の委任状が取得できない場合、どう証明すべきか。
Q 8 - 22	誓約書を取得したポンプ、バルブが輸出先で半導体製造装置に組み込まれた。当該半導体装置が他国に売却される場合、ポンプ、バルブの事前同意は必要か。

Ⅱ－４ 窓口申請手続Q & A

９．窓口申請手続

Q 9－1	安全保障貿易審査課の申請受付時間・場所はどこか。
Q 9－2	許可証の有効期限の延長申請の提出期限にきまりはあるか。
Q 9－3	安全保障貿易審査課の窓口審査でどのようなことが聞かれるか。
Q 9－4	輸出許可申請に関する経済産業省の審査基準はあるか。
Q 9－5	特別急ぐ案件の審査期間の短縮してもらう方法はあるか。
Q 9－6	一契約中、審査窓口が本省扱いと局扱いが混在している場合の申請はどうすればいいのか。
Q 9－7	技術内容が複雑なため、その説明に技術専門家を 5 人程度窓口に入れて行こうと考えているがいいか。
Q 9－8	窓口対応の審査官の指名はできるか。
Q 9－9	輸出（役務取引）許可が必要か不明なので、電話で相談してかまわないか。
Q 9－10	該当の測定装置に測定された被測定物が組み込まれる最終製品が輸出令別 1 に該当のものと（需要者から）説明された場合にはどのようなことが必要か。

II-5 キャッチオール規制のQ&A

10. キャッチオール規制

Q10-1	平成25年10月の通常兵器キャッチオール規制の改正点は何か。
Q10-2	需要者要件の確認を行い、キャッチオール規制に該当するか否か判断できない場合、まず許可申請をすべきか。
Q10-3	輸出令別1（外為令）の16の項でキャッチオール規制の要件に該当した場合、許可申請が必要だが、許可されるのか。
Q10-4	キャッチオール規制の許可の有効期間はどれくらいか。
Q10-5	需要者がチェイサーにリストアップされているが、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するのか。
Q10-6	輸出令別1の16の項貨物がストック販売される場合、需要者と用途が不明として、大量破壊兵器キャッチオール規制の許可申請は不要と考えていいか。
Q10-7	輸出令別1の16の項貨物の仕向地がホワイト国である場合、核兵器等の開発等の用途であっても許可申請は不要か。
Q10-8	輸出令別1の1から15の項に非該当である貨物を輸出する際にメーカーにHSコードを確認しないといけないか。
Q10-9	輸出令別1の16の項貨物の許可申請時に、HSコードを記入することになるのか。
Q10-10	輸出令別1の16の項の許可申請の審査期間はどれくらいか。

II - 6 特例Q & A

1 1. 無償告示

Q11-1	自社工場で開催の製品展示会に海外子会社から出品されたリスト規制該当品を出品元の海外子会社に戻す際に、無償告示第一号3の規定が適用できて、輸出許可は不要か。
Q11-2	輸出したリスト規制該当のNC工作機械を我が国に戻し、有償で修理した後に再輸出する場合、無償告示第一号1の規定により、輸出許可は不要か。
Q11-3	無償告示第一号1のいわゆる修理特例は、点検した結果修理を要するまでもない事例でも適用できるか。
Q11-4	輸出したリスト規制該当のNC工作機械が故障したので我が国に戻して修理しようとしたが、故障原因が不明のため、同一型式の仕様も同じものを交換で輸出する場合、再度の輸出許可が必要か。
Q11-5	当初の輸出した者でなくても、輸出先が同じであれば、無償告示第一号1の修理特例を適用して、輸出許可不要で輸出できるか。

12. 少額特例

Q12-1	少額特例とは何か。
Q12-2	輸出令別1の3の項(2)7の弁(3万円)を携帯して海外に持ち出し、持ち帰る場合でも輸出許可は必要か。
Q12-3	少額特例の換算レートは何に基づき行うのか。
Q12-4	少額特例の換算レートは、契約時点のものか、輸出時点の者を用いるのか。
Q12-5	輸出貨物1つずつに少額特例適用されるのか。
Q12-6	輸出令別1に該当する貨物を無償でサンプル輸出する場合、少額特例を適用して輸出許可は不要か。
Q12-7	輸出令別1の同一項番の括弧毎に「告示貨物」と「告示貨物以外」が混在する場合の少額特例の判断はどのように行うのか。
Q12-8	少額特例を利用して輸出する場合の手続は何か。

II - 7 防衛装備移転三原則 Q&A

1 3. 防衛装備移転三原則

Q13-1	防衛装備移転三原則とはなにか。
Q13-2	なぜ、武器輸出三原則等を防衛装備移転三原則に改めたのか。
Q13-3	防衛装備移転三原則は、武器輸出三原則等と何が違うのか。
Q13-4	これまでの武器輸出三原則等はなくなるのか。
Q13-5	武器輸出三原則によって輸出が許可されていたものは、防衛装備移転三原則の下では許可されなくなるのか。
Q13-6	「防衛装備」とはなにか。「武器」と異なるのか。
Q13-7	防衛装備移転三原則上の「防衛装備」に当たるか否かの考え方はなにか。
Q13-8	明らかに防衛装備移転三原則上の「防衛装備」に該当しないと判断できる場合、申請は不要か。
Q13-9	輸出令別1の1の項に規定されている「部分品」や「附属品」には他の用途に用いられるものが含まれるか。
Q13-10	移転後の防衛装備の適正管理はどのように担保していくのか。
Q13-11	完全に同一品の民需実績がある場合、どんなものでも防衛装備移転三原則上の「防衛装備」に該当しないと言えるか。